

中山製鋼所健康保険組合並びに(株)中山製鋼所が共同で実施する

健康診査事業の公表について

中山製鋼所健康保険組合
理事長 中村 佐知大

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。中山製鋼所健康保険組合では、健康診査事業について、(株)中山製鋼所と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称——について、次のように公表いたします。

1. (株)中山製鋼所との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である(株)中山製鋼所とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

- ◎ 特定健康診査項目データ
- 内科診察（問診と聴打診、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査）
- 身体計測
 - ・身長、体重、腹囲、BMI
- 血圧測定
 - ・収縮期、拡張期
- 尿検査
 - ・蛋白、糖
- 肝機能検査
 - ・ GOT、GPT、 γ -GTP
- 血中脂質
 - ・ 中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール
- 血糖検査（糖代謝）
空腹時血糖、HbA1c

◎ 詳細項目

医師が必要と認める者について医師の判断で詳細な検査を実施

- 貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数)
- 眼底検査
- 心電図検査

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・ (株)中山製鋼所安全防災管理室健診担当者
中山製鋼所健康保険組合健診担当者

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ (株)中山製鋼所安全防災管理室においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、中山製鋼所健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、安全防災管理室にデータ保存し、当社産業医の判定と指示にしたがって、健康相談、健康指導を実施します。

- ・ 中山製鋼所健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、(株)中山製鋼所安全防災管理室とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターに保存しているデータをもとに安全防災管理室と協業し、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

5. 健診データの管理責任者名について

健診データの管理責任者は、(株)中山製鋼所安全防災管理室室長
中山製鋼所健康保険組合常務理事（事務長）